

## 青の煌めきあおもり国スポ藤崎町売店設置運営要項

### 1. 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ藤崎町開催競技（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、当町の特産品等の紹介並びに販売促進のため、青の煌めきあおもり国スポ藤崎町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2. 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3. 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の競技開始日から競技終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4. 開設時間

売店の開設時間は、開始式又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 5. 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース2間×3間のテントとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6. 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

#### (1) スポーツ用品

#### (2) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は国スポの愛称、スローガン及びマスコット「アップリート君」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

#### (3) 郷土物産品

#### (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売

品目とすることができる。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うもので、保健所の営業許可を受けているもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7. 出店者条件

売店の出店者は、次の（１）及び（２）の条件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時において、1年以上町内に店舗を有して営業を継続している者

イ キッチンカーについては、青森県内の保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体からの推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハースナル大会に出店実績がある者

オ その他特段の理由により実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

イ 法令等により許可や登録、届出を必要とする営業については、当該許可や登録、届出が済んでいること。

ウ 申請時において、当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。

エ 申請時において、藤崎町が賦課徴収すべき町税等の滞納がないこと。

オ 藤崎町暴力団排除措置要綱第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同条同項第1号に規定する暴力団又は同条同項第3号規定する暴力団員等ではないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8. 食品取扱者条件

食品衛生関係法令に基づき許可等を受けるべき施設の出店者については、次の条件も満たす者とする。

- (1) 保健所において、対象施設（出店場所）の営業許可申請又は届出手続きをとること。
- (2) 営業店舗が、過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (3) 調理従事者については、出店前1か月1内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。

## 9. 経費の負担

売店の運営に関する経費は出店者が負担する。

## 10. 運営設備等

売店出店に伴う設備等は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。（キッチンカーによる出店は除く。）ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

なお、実行委員会準備品以外に必要な物品等は出店者で準備することとし、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机4台
- (3) 椅子6脚

## 11. 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 藤崎町税の納税証明書（申請時において証明日より1か月以内のもの。写しでも可。該当者のみ）
- (5) 売店責任者及び従業員の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードの写し等、公的機関が発行したもの。）
- (6) その他実行委員会が必要と認める書類

## 12. 出店者の選定

実行委員会は本要項に基づいて出店者の選定を行い、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出品品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会

優先して選定することができることとし、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 藤崎町内の事業者等
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 社会福祉施設又は社会福祉法人、障がい者就労施設等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

### 1 3. 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店を許可した者に対し、売店出店許可証（様式第5号）を交付する。

### 1 4. 保健所への手続き

営業許可申請又は届出を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定された時は、速やかに保健所に許可申請等を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

### 1 5. 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員をおくこととする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して、本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

### 1 6. 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

### 1 7. 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料を販売（無料試飲を含む）すること。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を試飲を行わずに販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。

- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし実行委員会が特に認めたものはこれを除く。
- (9) その他、国スポ運営に支障をきたす行為をすること。

## 18. 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従業員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心掛けること。
- (10) 食品を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規程を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した時には、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 19. 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 20. 事故発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたりるととも

に、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、提供した食品による健康被害があったとき、売店責任者は直ちに実施本部及び保健所に報告するとともに、保健所の調査に協力すること。

不審者若しくは不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 2 1. 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することは出来ない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 2 2. 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

## 2 3. 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 2 4. 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 2 5. 個人情報の取扱い

売店従業員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するも

のとし、その他の目的には使用しない。また、収集した個人情報は、藤崎町個人情報保護法施行条例及び藤崎町個人情報保護法施行規則に準じて取り扱う。

## 26. その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営の実施に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和8年4月10日から施行する。